

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷、今井 075-611-5371)

件名	支障木撤去及び道路修繕（向島二ノ丸町）
内容	1 業務の目的 本件は、一般市道向島緯 7 0 号線上の支障となっている樹木撤去等を行い、安全な通行を確保するものである。 2 履行期限 令和 8 年 1 2 月 2 5 日限り 3 履行場所 京都市伏見区向島二ノ丸町 地内 4 業務内容 ・樹木撤去（根株撤去含む） 1 本 ・L 型側溝補修 3 枚程度 ・舗装打換え 一式 (表層（再生密粒度アスコン）t=4cm、基層（再生粗粒度アスコン）t=5cm) ・道路標識撤去（監督職員が指定する場所（伏見区管内）まで運搬するもの） ※周囲の舗装と高さを合わせること。 ※既設 L 型側溝を撤去し、周囲と高さ調整を行い、設置すること。 ※樹木周囲には、沿道の方が所有する収納庫・植木鉢・エアコン室外機（稼働中）などがあるが、作業時には所有者へ声掛けの上、丁寧に移動させること。 ※周囲の A s 舗装の復旧は、影響範囲分とし、加熱合材にて対応すること。 ※作業に要する作業車、寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ※撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。（道路標識除く） ※事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。 ※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 5 支払条件 業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6 留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。 ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任

で徹底すること。

- ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、請負者の職員であることを示すものを着用すること。
 - ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう近隣への周知等に留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
 - ・本業務は公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
 - ・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
 - ・原則、平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。
 - ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- また、事故等が発生した場合は、受注者の責任で解決すること。

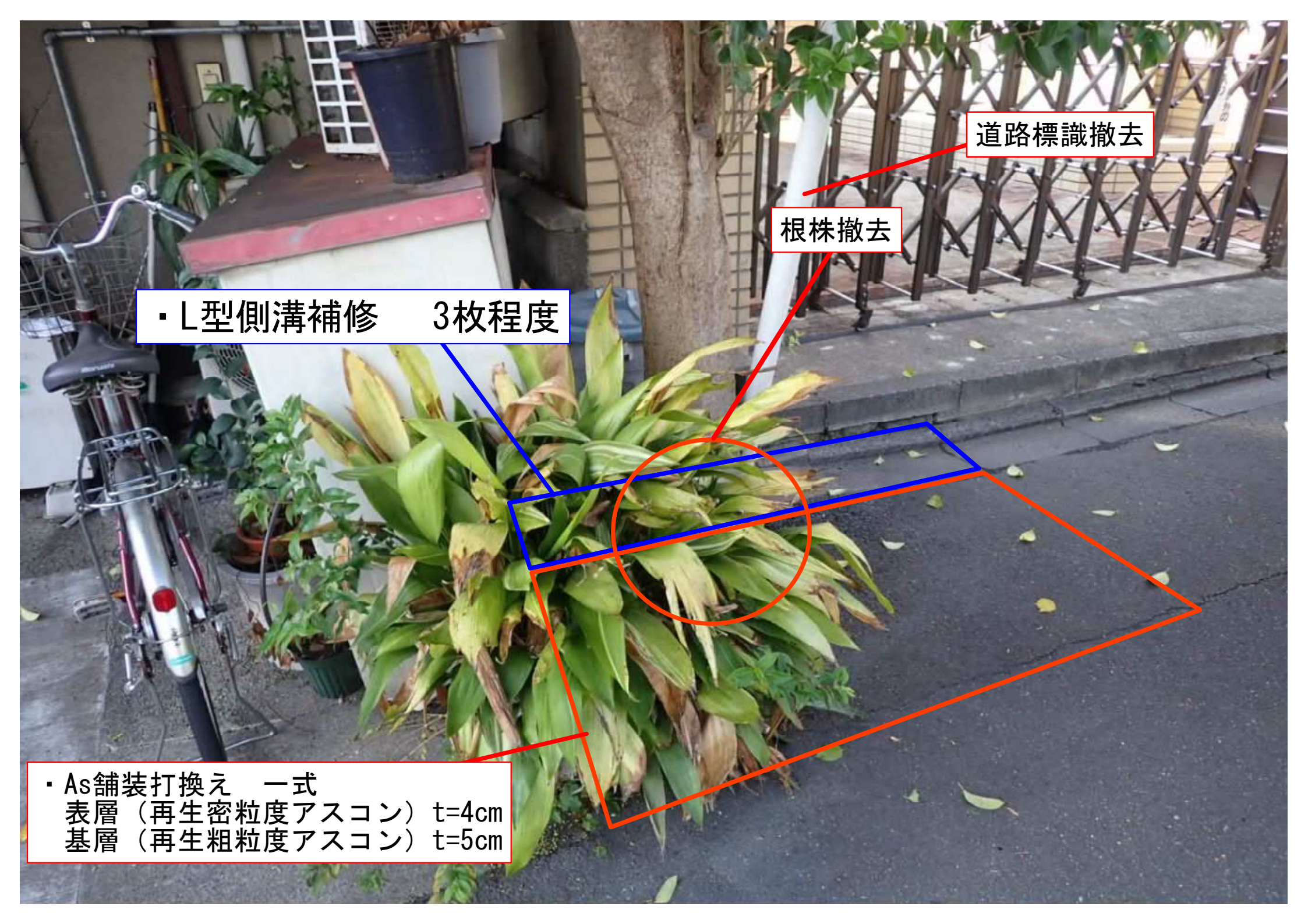
箇所図



樹木伐採撤去

- L型側溝補修 3枚程度
- 根株撤去 1株
- As舗装打換え 一式
- 道路標識撤去 1本



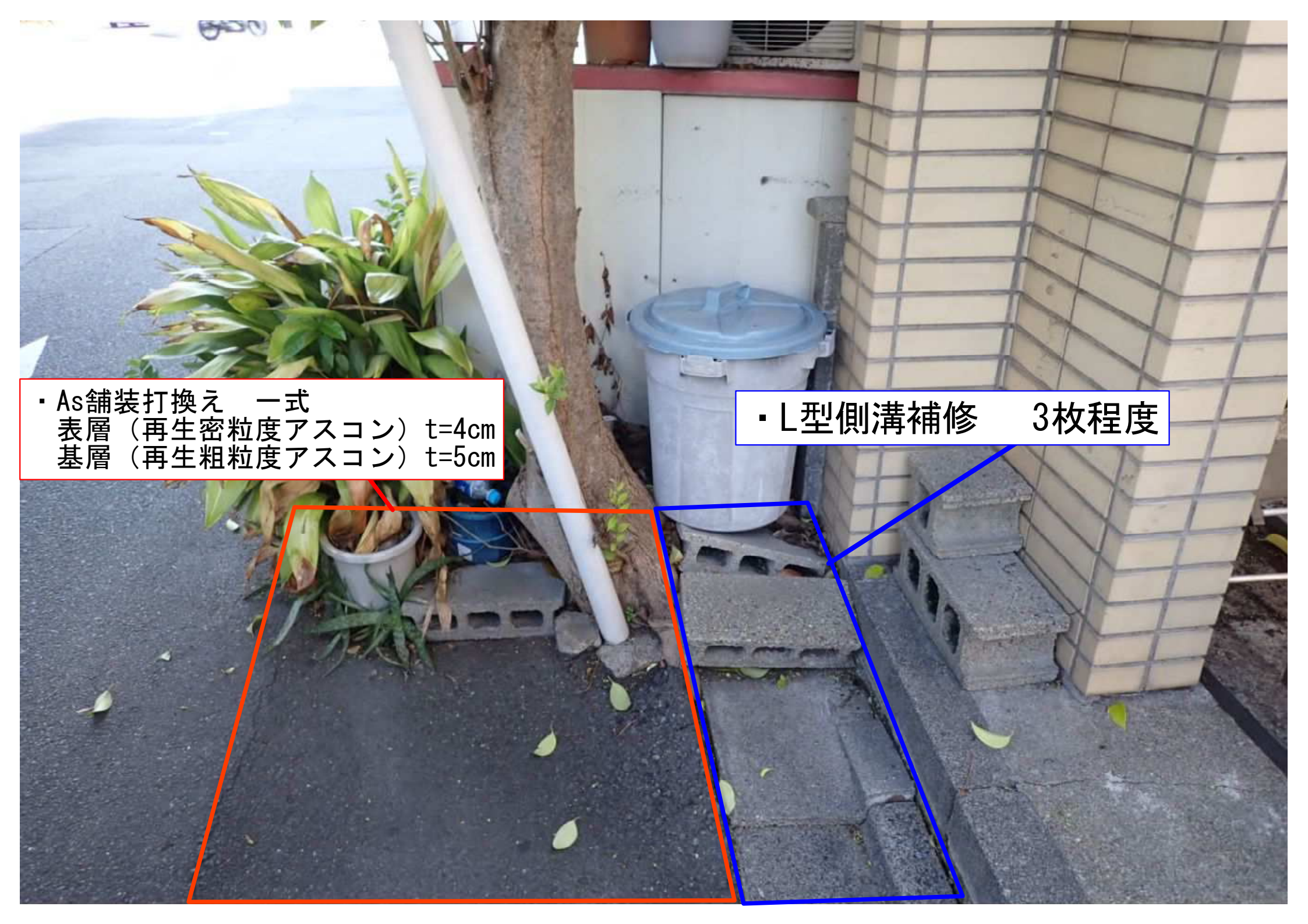


・L型側溝補修 3枚程度

根株撤去

道路標識撤去

・As舗装打換え 一式
表層（再生密粒度アスコン） $t=4\text{cm}$
基層（再生粗粒度アスコン） $t=5\text{cm}$



・ As舗装打換え 一式
表層（再生密粒度アスコン） $t=4\text{cm}$
基層（再生粗粒度アスコン） $t=5\text{cm}$

・ L型側溝補修 3枚程度